

森林環境税と税財政全体の課題 (Ver.1)

「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

森林環境税とは、森林の整備・保全を目的とした環境税のことであり、地方自治体による検討・導入事例は増加傾向にある。以下、森林環境税のあり方に関する提言を行う。

【要旨】

1. 森林保全のために、開発行為への課税なども検討すべきである。
2. 税収が充てられる事業評価への第三者の参加が必要である。
3. これまでの森林・林業政策の見直しも必要である。
4. 非持続可能な森林経営による木材の輸入に対し、国・地方自治体は政策を強化すべきである。

【本文】

1. 課税:課税方式と税率

<現状> 現在導入されている森林環境税の課税方式は、全ての地方自治体が「県民税への上乗せ方式」を採用している。結果、課税面における森林保全のインセンティブは働かない。意識向上の効果を指摘する意見がある一方、森林保全の用途に充当するだけであれば予算の組み替えで十分であり、わざわざ森林環境税を導入する意義を見いだすのは困難との意見もある。

森林には、自然林と人工林がある。自然林は、自然公園や水源地へのリゾート施設、産業廃棄物処分場建設が以前から問題になっている。人工林は、手をいれなければ健全な森林にならない。

図表：森林環境税導入自治体の一覧と制度概要



森林環境税	
課税目的	森林保全対策のための財源確保
課税方式	超過課税方式 法定地方税である住民税に上乗せして徴収
課税効果	×
財源効果	0

<提案> 自然林は開発行為の防止が主要課題であり、そのために環境税を導入する場合、開発行為防止にインセンティブを与えるため、森林を他の用途に転用する行為に課税することが有効である。人工林は衰退した林業を支援し産業としての林業を復活させることが不可欠で、これにバイオマス資源利用などの付加価値を加えていくことが重要である。そのためのインセンティブ付与として、非再生資源利用への課税や、持続可能でない森林からの木材への課税などが考えられる。

2. 税収使途:事業評価への第三者の参加など

<現状> 現在ある森林環境税は、価格インセンティブにより環境負荷を削減させるものではなく、森林保全のための事業の費用負担を住民に求めるものであり、税収が充てられる事業の効果を担保することが非常に重要である。

森林環境税の税収を、森林環境税導入以前から実施されてきた森林対策費に充て、結果として単なる増税になってしまうことも危惧される。

<提案> **効果の薄い事業が実施・継続されないよう、税収を充てる事業の事前・中間・事後評価が必要であり、市民/NGOを含む第三者評価機関の設置が重要である。**

森林環境税導入後は、森林対策費全体を公表するなどしてチェックすべきである。

3. 森林政策の見直し

<現状> 林業が安価な輸入木材におされて衰退し、国内木材需要や自然エネルギー需要を満たせない状況にある。

国や地方のこれまでの森林政策において、林道整備・治山事業といった公共事業が重視され、森林保全効果についてしばしば疑問が呈されてきた。既存の予算の評価が不十分なまま、森林環境税を導入して、森林整備事業を進めることは問題がある。森林整備への財政支出が、逆に努力する森林経営者の意欲をそぐ可能性もある。

<提案> **森林は、劣化させずに育てて伐採し、植林・再生して子孫へ受け継いでいくことが環境面でも木材供給面でも重要である。民有林は国産木材の販売ルート確保やバイオマス資源の利用を前提に、林業が産業としてなりたつ仕組みの構築、国有林はきちんと維持できる体制・予算が必要である。森林環境税導入に際し、戦略的環境アセスメントや事業アセスメントの充実などをはかり、既存の森林予算の精査を行い、効果の薄いものは改善・廃止しなければならない。**

税収を森林整備に充てる際、整備を行う森林所有者に適切な森林管理の実施の義務付けも検討すべきである。(高知県は無償で森林整備を行う際、混交林化する森林の所有者に混交林化後10年間皆伐を禁止する協定を結ぶことを義務づけている。)

4. 森林資源の輸入方法の改善

<現状> 日本は海外からの木材輸入が大きな割合を占めるが、輸出国では、非持続可能な森林経営によって環境問題が深刻化しているケースが多い。輸入木材価格が著しく安い理由の一つに、外部コストを極大化させた違法伐採木材あるいはそれを用いた製品の輸入がある。

木材輸出国の多くは途上国で、外貨獲得に必死で環境配慮体制にまでなかなか気が回らない。

安すぎる外材輸入は、海外の森林破壊だけでなく、国内の森林劣化をも招いている。

<提案> **森林減少とそれによる様々な環境問題は、木材生産国だけでなく輸入国にも原因がある。持続可能な森林経営を行う木材を優先して輸入すべきであり、国は、持続可能な森林経営を行ったと証明できない木材について規制や課税を検討すべきである。**

ただし、国の政策化が遅れている現状から、地方自治体が域内政策として実施することが地方自治体域内の人工林保全のためにも必要である。

当センターは、「持続可能な暮らし・経済社会の実現に向けた、公正・効果的な自治体・国の税財政改革推進」のために、調査研究・政策提言・普及啓発活動を行っています。

「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 【担当】： 足立

【住所】：〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2階

【TEL】：03-3447-9515 【FAX】：03-3447-9383 【E-mail】：adachi@jacses.org 【URL】：www.jacses.org